

は今後唱歌を免除してやるから安心せよ」と云った。余は同情深い免除。という言葉に對して、却って非常に幾念に感じた、固より校長の芳志は有り難いのであるけれ共、一體余が政府から選ばれて遙々此地まで留學に來た以上、充分に全部を學んで歸らねば政府に對して面目が立たぬ、何として唱歌だけは出来ぬからなど、免除なる片輪修業で國に歸られる者かと實に三日許は泣いて悲しんだのであった。」

一念発起した伊澤は、ポストン在任の初等学校音楽監督兼教師のルーサー・ホワイティング・メーンソンを訪ね、毎週金曜日にメーンソン宅でレッスンを受けた。その結果、卒業までにはどうやら一人前に音楽を習得することができた。この体験は伊澤に音楽の教授法を打ち立てなければならぬ義務感を奮い立たせた。そして、留學生監督官としてポストンに在任していた目賀田種太郎(男爵)およびメーンソンとともに、その具体策を立案するのである。

次の七種類の文書は、その設置を文部省へ促した上申書および唱歌の教授法とメーンソン招聘に関する書類である。出典は七種類とも『音楽傳習所創設書類』(明治十二年十月)である。

- (1) 樂石自傳『教界周遊前記』伊澤修二君還曆祝賀會、明治四十五年、二十八頁。
- (2) 目賀田種太郎(一八四八〜一九二六) 明治時代の法律学者で、のちの貴族院議員、明治七年七月ハーヴァード大学を卒業し帰国後、当時新進の法律学者として文部省八等出仕を命ぜられたが、同八年七月留學生監督官の職務で再度渡米、このおりに伊澤修二とともにメーンソンに音楽師事、音楽取調掛設立への道を開拓した。この間十年十一月に、ニュー・イングランド音楽学校で、「日本音楽の沿革」を講演している。後年彼は大蔵官僚として稀にみる手腕を發揮した。

(一) 「學校唱歌二用フベキ音楽取調ノ事業ニ着手スベキ、在米國目賀田種太郎、伊澤修二ノ見込書」

現時歐米ノ教育者皆音楽ヲ以テ教育ノ一課トス、夫レ音楽ハ學童ノ神氣ヲ爽快ニシテ其勤學ノ勞ヲ消シ、肺臟ヲ強クシテ其ノ健全ヲ助ケ、音聲ヲ清クシ、發音ヲ正シ、聽力ヲ疾クシ、考思ヲ密ニシ又

能ク心情ヲ樂マシメ其ノ善性ヲ感發セシム是レ其ノ學室ニ於ケル直接ノ功力ナリ、然シテ社會ニ善良ナル娛樂ヲ与へ、自然ニ善ニ遷シ罪ニ遠カラシメ、社會ヲシテ禮文ノ域ニ進マシメ、國民揚々トシテ王徳ヲ頌シ太平ヲ樂ムモノハ其ノ社會ニ對スル間接ノ功力ナリ、

右ハ其ノ功力ノ大要ニシテ然カク功力アル事照々歐米禮文ノ各國ニ見ルベキナリ、我省夙ニ此々ニ見ルアリテ唱歌ヲ公學ノ一課ニ定メラレシト雖モ、之レヲ實施スル亦易キニアラズ、例ヘバ我國ノ音楽ニ雅俗ノ別アリ、其ノ雅ト稱スルモノ調曲甚高クシテ大方ノ耳ニ遠ク、又其ノ俗ト稱スルモノハ謳曲甚卑クシテ其害却テ多シ、畢竟此ノ如クニテハ之レヲ學課トシテ施スヘカラズ、然ラバ西洋ノ樂ヲ採リテ直ニ之レヲ用キバ事易キニ似タレドモ其ノ我ニ和スルヤ否ヤ又未ダ知ルヘカラズ、就テハ右音楽ヲ興ス方法如何ニ付當國ニテ諸向ニ相質シ、此頃特ニ其筋ニ就キ少シク之レヲ探クルニ音楽詩誦ハ固人情ノ自然ニ出ツル事故、其大体ヨリ之レヲ論スレバ人界中同一タルベキ儀ニテ彼レノ音楽ノ如キモ我ニ適應スベキモノ有之、到底彼我和合シ一種ノ樂ヲ興サバ我公學ニ唱歌ノ課モ追々相立候様可相成ト存候、依テポストン公學音楽監督メイソン氏ト相議シ其ノ編著ノ音楽掛圖ニ據リ、其樂譜ニ我歌詞ヲ插ミ相試ミ候處先々相應ニ相聞候、即チ掛圖雛形別ニ進呈候、其委細ノ事ハ別紙ニ記載候可然御經覽ヲ願フ敬具

明治十一年四月八日

留學生監督 目賀田種太郎

伊澤修二

文部大輔 田中不二磨殿

〔手書き〕